

## 令和3年度第2回練馬区入札監視委員会

（令和3年11月15日（月）：午後2時00分～午後4時00分）

1 開催日時 令和3年11月15日（月）午後2時00分～午後4時00分

2 開催場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室

3 出席者

委員 委員、委員、委員

区 総務部長、経理用地課長

情報政策課長・情報システム係長

教育施策課長・教育ICT環境整備係長

生活福祉課長・特別支援金担当係長・自立促進支援係長

住民接種担当課長・住民接種担当係長

保健予防課長

事業者指定係長

4 議事

(1) 前回議事録の確認（資料1）

(2) 審議案件

令和3年度前期入札案件の参加資格設定経過等について

- ・ 審議資料（抽出案件一覧）（資料2）
- ・ 工事契約一覧（資料3）
- ・ 物品契約一覧（資料4）
- ・ 委託等契約一覧（資料5）
- ・ 設計・測量等契約一覧（資料6）

(3) 報告事項

令和3年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料7、8、9）

- ・ 令和3年度前期契約件数等（資料7）
- ・ 令和3年度工事等の入札不調一覧（資料8）
- ・ 指名停止措置等について（資料9）

(4) その他

次回開催日程について

5 会議の内容

<前回議事概要>

全委員了承

<審議>

●案件1～8 案件抽出理由について

**（委員）**

案件1 「令和3年度練馬区テレワークシステムの仮想デスクトップサービスの利用」

案件2 「令和3年度練馬区テレワークシステムの利用に伴う専用回線の利用」

案件3 「家庭学習用等モバイル機器レンタルサービスの利用（単価契約）」

案件4 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請受付等業務委託」

案件5 「練馬区新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る予診票確認業務・CSV化業務委託（単価契約）」

案件6 「練馬区新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るクーポン券等の印刷および封入封緘等業務委託（単価契約）」

案件7 「感染者発生施設PCR検査検体採取業務等委託（単価契約）」

案件8 「福祉施設等従事者等への新型コロナウイルス感染症検査委託（単価契約）」

コロナ対策で至急に契約を結ばなければならない案件について、契約上の課題等を伺い、今後の契約のあり方について確認をしたい。

**【案件1】**

令和3年度練馬区テレワークシステムの仮想デスクトップサービスの利用

**【案件2】**

令和3年度練馬区テレワークシステムの利用に伴う専用回線の利用

**（事務局）**

本案件については、テレワークシステムという聞きなれない案件になる。

そのため、先に机上の資料を基に担当課より説明を行う。その後に、事務局から契約内容について説明する。

それでは、担当課から説明をお願いします。

**（情報政策課長）**

こちらの図はテレワーク時のデータの流れを図式化したものである。

区市町村が民間と比べてテレワークが進まない理由というのが、この図にあるとおり、国のセキュリティ対策である。一般的なインターネットと練馬区のネットワーク環境は完全に分離されている。

これによって、練馬区の業務システムは完全に分離されているが、その代わりに自治体の専用のネットワーク、LGWANの中に作られており、外部からインターネットにアクセスすることができない状態になっている。これが民間との大きな違いである。

こういった特別なシステムを作らなければ、外部から庁内のシステムにアクセスすることができない。それには、非常に多額のコストがかかる。そのために自治体のテレワークが進んでいなかったという状況がある。

国のガイドラインによれば、庁内の業務システムに、外部からアクセスする際には、イ

インターネット回線を使わずに、閉域網と呼ばれる専用の回線で通信するということが規定されている。

今回、職員が自宅で使用するパソコンというのは、セキュリティの観点からも、情報が残らない形式にしている。その代わりに、根源となるデータセンターに仮想デスクトップサービスというシステムを利用し、画面だけを転送するという仕組みを導入した。

端末は、ID、パスワード、静脈認証ということで手のひらを認証させることによってパソコンが利用できる。事前に登録した本人でないと利用できない仕組みを構築したものである。

#### （事務局）

続いて、契約内容について、事務局より説明する。

審議案件の1番と2番については関連する契約となるので、併せて説明する。

最初に、審議案件の1番、令和3年度練馬区テレワークシステムの仮想デスクトップサービスの利用について説明する。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月以降、区においても職員の出勤抑制のため、在宅勤務を実施した。

職員の日常業務は対人関係業務を除き、庁内情報系システムを利用する業務がその多くを占めている。

在宅勤務を実施した結果、自宅等から庁内情報系システムにアクセスできる環境がないため、在宅にてできる業務は非常に限定されていた。今回のコロナ禍のみならず、非常時の業務継続という点で大きな課題があることが判明した。

そこで、非常時においても自宅等で様々な業務を継続できるよう、各種庁内情報系システムにアクセス可能なテレワークシステムを導入し、また、セキュリティーの面からも安心な仮想デスクトップサービスを利用することとした。

次に、本件について、特命随意契約とした理由について説明する。

資料1ページの、特命随契見積調書を御覧いただきたい。

本件については、富士通株式会社東京支社と特命随意契約を行った。

続いて、3ページの業者指定理由書を御覧いただきたい。

業者指定理由については、2の指定理由に記載のとおり、今回のテレワークシステムは区の基本庁内情報系システムを利用する必要がある。

庁内の本システムを開発・運用しているのは富士通株式会社である。

仮想デスクトップの環境を提供できる唯一の事業者であるため、こうした理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないものであることから、富士通株式会社東京支社と特命随意契約をした。

続いて、17ページの資料2-2、令和3年度練馬区テレワークシステムの利用に伴う専用回線の利用について説明する。

テレワークシステムの内容は、ただいま説明したとおりだが、本契約案件については、テレワークシステムのサービスを提供するデータセンター、練馬区共通基盤、テレワーク端末の回線を利用する契約を締結するものである。

資料17ページの特命随契見積調書を御覧いただきたい。

本件も、富士通株式会社東京支社と特命随意契約を行っている。

続いて、19ページの業者指定理由書を御覧いただきたい。

指定理由については、2に記載のとおり、テレワークシステムは当該事業者の提供するサービスを利用しており、また本システムにおいては区の既存の庁内情報系システムを利用するため、庁内インターネットワークに接続している。

当該事業者については、庁内インターネットワークの維持運用業務を担っており、システムの構造や仕組みについて熟知している。また、何らかの障害が発生した場合においても適切に対応できるのは当該事業者以外にない。

こうした理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないものであることから、富士通株式会社東京支社と特命随意契約をした。

参考に、5ページから15ページ、21ページから40ページに仕様書をつけている。お目通しいただきたい。

事務局の説明は以上である。

**（委員）**

今、説明のあった1番および2番の案件について、質問・意見などがあれば、お願いします。

**（委員）**

昨年度のテレワークの実施に関して、こうした種類の契約はどのような状況になっているか。

**（事務局）**

テレワークにおいてパソコンを使用できる環境になかった。そのため昨年度は、職員が業務で使う資料やマニュアル等の作成業務について、資料等を持ち帰り自宅で行った。パソコンを使う環境がなかったので、マニュアルを作ったり、業務資料の文面を考えたりというところで終わっていた。

**（委員）**

今、教えていただいたとおり、今年の7月になってから、それぞれの職員の自宅からネットワークで結ぶことができるようになった、そういうシステムに移行した、という理解でいいのか。

**（情報政策課長）**

昨年度のうちに、このシステムの構築を始めた。

おおよそ年末ぐらいにはシステムの構築ができたので、実際の運用は今年2月ぐらいからスタートしたところである。

**（委員）**

準備期間があるとの説明があった。

その準備期間の時から、ネットワークシステムでやるなら富士通にという前提で準備していたということによろしいか。

**（情報政策課長）**

そのとおりである。

**（委員）**

LGWANだが、練馬だけではなく、ほかの自治体も同じ環境か。ほかの自治体も富士通ではないのか。

大体、どういうところがやっているのか。

**（情報政策課長）**

自治体はどこもLGWAN環境である。

大手ベンダーであるNECや日立などは多くの自治体を担っている。例えば、NECが自治体におけるシステム環境を構築していれば、あとはNECで庁内環境を構築すればNECのテレワークシステムがすぐ導入できるというイメージである。

ただ、大手ベンダーでなくても中規模の自治体であれば可能である。ただし、システムの導入というのは可能だが、それが国のセキュリティレベルに合致するかどうかというのは、また別の話となる。

**（委員）**

LGWANも、練馬であれば富士通、ほかの自治体であれば、例えばNECだったする。

そうすると、逆に言えばNECでやっているところは、NECにお願いするという形でせざるを得ないという理解でいいのか。

**（情報政策課長）**

基本的にはご認識のとおりである。

庁内のシステムを熟知しているのが、そのベンダーであるからということになる。

今回、練馬区の場合、庁内環境は富士通が構築しているので、そこを上手く外部からアクセスする仕組みを導入するということでは、富士通でしか構築できなかったという理由がある。

**（委員）**

このネットワークを構築すると、この形でテレワークを練馬が続けていく場合はこれでいけるのか。または年度ごとに契約してお金を支払わなければいけないなど、その辺はどうか。

**（情報政策課長）**

現在は、テレワーク環境とテレワークの試行という形で、2年間を設けて検証するという仕組みを取っている。

私どもはハード面の検討、ソフト面である職員の利用や各規定については職員課ということで、二つの組織に分けて検討している。

新しいテレワークシステムは今後出てくると想定しており、既に違う構成のものが出てきている。そういった新しいテレワーク環境システムは、今後検証しながら本格実施に向けて、2年かけて検討していく。

**（委員）**

大分、コロナが収まってきたが、取りあえず2年間試行ということは、まだ引き続き、職員によってはテレワークでこの仕組みを使って仕事をすることか。

**（情報政策課長）**

そのとおりである。

コロナ以外においても、働き方の部分で良い面が出てきている。

例えば、子育て期の職員になると送迎に早く行けたり、休憩時間にちょっとした家事もできたりする。介護している職員も同様のケースがある。

今後、働き方については職員課が中心となって検討することとなるが、コロナ対策だけではなく、業務継続の観点から、効率的な働き方という面でもテレワークは推進されていくべきものとする。

**（委員）**

了解した。

どちらかというところコロナがきっかけになって、働き方改革の部分で、こういう仕組みが活かしていけるのではないかと。

あと、聞きにくいことだが、富士通から価格を提示され苦勞されたこと、金額のチェックなど、なかなか難しい話だと思うが、所管として苦勞されたことはあるのか。

**（情報政策課長）**

システムを入れる際には、当課ではどこのシステムもそうだが、必ず情報化企画書を出してもらおう。分析の専門家がいるので、システムの構成なり、構築の日数などを精査し、金額に不透明なところがあれば、再度、事業者を確認してもらおうという仕組みがある。そこで精査している。

今回、随意契約ということもあり、見積りの一覧表があるので内容については、専門家であるCIO補佐官に委託している部分もある。

通信経費等については値下げが可能と思われる部分については、交渉して、引下げをしたという経過がある。

**（委員）**

CIO補佐官と聞いて、そういうものがあつたと思出した。

CIO補佐官は民間か。

**（情報政策課長）**

そのとおりである。

**（委員）**

幾らか報酬をお支払して、いろいろとポイントで相談に乗っていただくという感じなのか。また、1人なのか、複数人か。

**（情報政策課長）**

CIO補佐官は1名だが、民間への業務委託ということで日本総研という会社に委託している。個人ではなく、会社として複数人で対応する場合もある。

**（委員）**

いただいた資料を見ると、資料2-1、資料2-2も、仕様書の中の履行期間が1年間で、令和3年4月1日から翌年3月31日までということである。

先ほど、2年間の期間を見ているという話だったが、そうすると、来年の4月を迎えるにあたり、また契約の締結し直しとなるのか。

**（情報政策課長）**

そのとおりである。

**（委員）**

2年契約ということではなく、仮にリモートはもういい、ということになって打ち切りということもあり得るのか。

先ほど、リモートはそれなりに活用の分野は色々あるという話だったが、どうなのか。

**（情報政策課長）**

途中で切り替えるということは、現時点では考えていない。

今のシステムを万全な形で構築しているので、これと比較して安価なものが出てこない限りは難しいと思っている。そこも含めて検証と思っている。

**（経理用地課長）**

複数年契約について補足する。

地方公共団体の契約は単年度の会計主義であり、原則として1年である。

ただ、債務負担行為として予算で定めれば複数年も可能になる。

また、もう一つ、リース契約のような、性質上、複数年になるものについては、長期継続契約が自治法に定められている。

本件については毎年度評価した上で、続けるのであれば所定の手続を経て次年度の契約を結ぶことになる。

**（委員）**

緊急事態宣言の間は、政府から出勤者を7割ぐらい減らせという呼びかけがあったが、現状で練馬区だと、テレワークを利用している方はどのぐらいの割合がいるのか。正確な数字ではなくて構わない。

**（情報政策課長）**

テレワークの環境を構築するのは多額の経費がかかるということで、何千万円という金額がかかった。

実は、現在4,500人ほどいる職員に対して、構築できたテレワークの台数は100台である。

100台を、一つの課に1台配備し、その中で、1週間で交代して使っている。最大人数は100人である。

**（委員）**

例えば一つの課で、Aさんが在宅、来週はBさんという時には、専用のパソコンを持って帰るのか。

**（情報政策課長）**

そのとおりである。

専用のテレワークパソコンを100台用意している。

生体認証が必要であるため、Aさんが使った後に職場にもってきてもらい、Bさんが設定を変えて持って帰るという運用をしている。

**（委員）**

了解した。

100台でこの値段は、経費がかかり過ぎという印象を受ける。

**（委員）**

ほかにあるか。

私から1点。CIO補佐官のやり取りの中で、価格の交渉をされたという話だが、文書として記録が残っているのか。

**（情報政策課長）**

情報化企画書の中に精査記録という文書があり、その中で記録に残している。

**（委員）**

端末が100台ということだったが、端末の費用としてはそれほどかからないと思う。最も費用がかかっているのはどの部分なのか。

**（情報政策課長）**

この図にある青い矢印が、練馬区専用の閉域網の回線になる。

例えば、インターネットが道路でいう一般道だとすると、誰でも通れるが、専用の回線だと、練馬区の車だけが走れる道をつくっているのと同じである。そう考えると、非常に高額になるイメージが分かりやすいかと思う。

**（委員）**

了解した。

そうすると、専用の部分ができているなら、端末を追加しようとするれば比較的廉価で端末を増設可能と考えていいのか。

**（情報政策課長）**

端末にかかる費用は高くないが、その端末が増えるということは、その端末に対して回線が1本増えることとなる。専用の回線を引いたとしても、端末を増やすごとに1台分の回線費用を取られるという意味では、経費は高額のままになる。

**（委員）**

了解した。

ほかにあるか。

（なし）

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

### **【案件3】**

**家庭学習用等モバイル機器レンタルサービスの利用（単価契約）について**

**（事務局）**

審議案件の3番、家庭学習用等モバイル機器レンタルサービスの利用（単価契約）について説明する。

令和3年3月に運用を開始した児童・生徒用タブレットを用いて新型コロナウイルス感染症への感染不安等により、緊急事態宣言期間中に自主的に休校している児童・生徒に対して、在宅での健康観察や授業の補足、宿題の説明等を行うために当該機レンタルの契約を行った。

児童・生徒用タブレットについて、文部科学省は、令和元年12月にGIGAスクール構想を打ち出し、児童・生徒1人1台の端末配備などを示し、ICT環境の整備を推進した。

このことを受け、練馬区は、区立小中学校の全児童・生徒に通信機能を備えたタブレットを配備する計画を策定し、タブレットに学習支援ソフトを導入、共同学習やオンライン教育等の授業において、調べ学習、意見整理、資料作成、発表等の活動で利用することとした。

令和3年3月の段階においては、区立小中学校に在籍する児童・生徒、計4万7,301台

を導入した。

タブレットの導入以降、学校での授業および自宅での学習時に有効に利活用してきたが、現行のタブレットでは月に5ギガまでの通信しか使えないため、コロナを理由に休校している児童・生徒に対し、タブレットを活用した授業のライブ配信や双方向でのオンライン授業を行うには通信の容量が足りないという課題が生じた。

そこで、休校している生徒に対し、タブレットを、各家庭のWi-Fiルーターへの接続を認めるとともに、家庭にWi-Fi環境のない児童・生徒に関しては本契約における月50ギガまでWi-Fi通信を行えるモバイルルーターを貸与し、緊急事態宣言下での休校している児童・生徒が、在宅においてオンライン教育を受けられる環境を整備した。

次に、本件について特命随意契約としての利用について説明する。

資料41ページの特命随契見積調書を御覧いただきたい。

本件については、株式会社モバイルプランニングと特命随意契約を行っている。

続いて、45ページの業者指定理由書を御覧いただきたい。

本件は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、自主休校等のため学校で授業を受けられない児童・生徒に対する学びの保障として、既に導入されているタブレットを活用し、オンラインにて健康観察や授業の補足、宿題の説明等を行う。

9月1日から始まる2学期より対応が必要であり、また緊急的かつ速やかに必要台数にある500台を調達しなければならなかった。

更に、条件として、緊急事態宣言が発出されている期間に限定して本授業を実施するものであり、宣言が延長とされた際には契約が継続でき、解除された際には速やかに契約が解除できるというような必要があった。

大手の通信事業者およびレンタルサービス事業者にヒアリングを行ったところ、こうした条件に対応できる事業者については当該事業者のほかにはなく、こうした理由が地方自治法施行令第167条第1項第2号に該当し、競争入札に適さないものであることから株式会社モバイルプランニングと特命随意契約をした。

参考に、47ページから53ページに仕様書をつけてあるのでお目通しいただきたい。

説明は以上である。

**(委員)**

では、説明のあった3番の案件について、質問・意見があればお願いします。

**(委員)**

何かと思っていたが、モバイルルーターの案件であるのか。

ルーターを設置する必要があるご家庭のお子さんをどのように把握したのか。

**(教育施策課長)**

家庭の把握について、あらかじめWi-Fi環境があるかないかということ、統一的にご家庭に調査をかけたことはない。

9月1日を迎える前に、各自治体が夏休みを延長するのか、しないのか、夏休みが明けたらどういった学校運営ができるのか。特に、第5波に関しては、子どもにも罹患すると

ということで、保護者の心配が非常に大きかった。

それまでの間、第5波の感染がされる前でも、コロナの感染不安で一定数のお子さんが継続的に学校を休んでいたことがあった。これを鑑みると、デルタ株の第5波では5倍くらいになってもおかしくないと、まず全体の人数の算定をした。

では、どれぐらいの御家庭にW i - F i がないのかという話になるが、大まかな計算しかできなかったが、例えば、経産省が統計をかけている各家庭にどの程度のパソコンやタブレットがあるのか、スマホを持っているが大容量のネットワークを持っているか、持っていないか。こういった数字を掛け合わせて、少しゆとりを持つと、練馬区の家の中で5%ぐらいの御家庭にW i - F i 等がないのではないかと算定した。

事務局から話があった、4万7千何台の全部のお子さんが来ないわけではないので、3千ぐらいになったとして、そのうち5%という数字を掛け合わせて、また、学校でもルーターを使うので、必要台数500というものを算定した。

**（委員）**

各家庭で、500で間に合ったという理解でいいか。

**（教育施策課長）**

まず、9月1日に関しては2千名を超える児童・生徒が、コロナを理由に自主休校した。

各ご家庭への御案内としては、W i - F i 環境がある御家庭はタブレットを操作して、接続していただき、同時にW i - F i 環境がない御家庭には、区の方からルーターを貸与することにした。

結果として、ルーター貸与そのものは100台弱の台数で賄えた。

ただ、学校に置いてあるタブレットも月の容量が5ギガであることは変わらないので、学校のタブレットを使ってオンライン等を行う時には容量を増やす必要があるので、学校で約200台使い、ご家庭で約100台使った。

**（委員）**

この契約に限らないが、コロナの環境があって、家庭だけではなく学校でも、いろいろな設備の拡充とか、ルーターの話も含めてご苦労されたと思う。具体的には、学校そのものではハードな部分とソフトな話も含めて、授業を行うのは大変だと思う。その辺のことを聞かせていただきたい。

**（教育施策課長）**

今、委員の方から、ハードとソフトの話があった。

前提として、G I G Aスクール構想であったり、情報活用能力を高めていく新しい学びが、コロナの前からあった。私たち教育委員会も、それを一つの目標として取り組んできた。

I C Tのタブレットや電子黒板を使うことは、今でも日常的に行っているが、一番、通信に負荷がかかってくるのが、音声と映像を同時に流すZ O O MやW E B会議のシステムである。

コロナの前は、例えば遠隔学習ということで、大学講師の方がオンライン上で子どもたちに話をするなどの使い方はあったが、それは毎日ではなく、時々という程度であった。

これが、コロナが起きてから、例えば、先生が集まる会議、研修、授業、学校の中での全校集会、運動会や保護者会に関しても可能な限りオンラインで行うようになったことから、WEB会議システムを使う場面というのが爆発的に増えた。

結果、今まで用意してきた学校の中の通信スペックでは足りていないのが現状としてある。

このスペックを増やすための取組は、他課とも調整をし、実施していく。

環境面はすぐできないところがあったので今回のルーター等で対応する。工事等、契約等で変更できるところは、これから変更していく。

ソフト面に関して、先生方が一番御苦労したという話は、例えば、全員の児童等が休んでしまった場合、先生対児童等の環境は、先生が学校にいて、児童等が自宅にいるという状況である。全員オンラインならば、オンラインの授業を一つやればいいが、今回のコロナ禍においては、学校に来ている児童等と休んでいる児童等がいる。一つの授業を対面で行い、オンラインでも行うということになると、先生の体は一つなので、二つ同時に行うというのは非常に負担であり、授業を進めることが難しい。

そういった観点からも、区においては、9月1日は長期の夏休み明けであり、児童等の様子を直接お会いできなくても、画面を通じて言葉や表情を把握できるように、午前中に短縮授業を行い、午後の時間はオンラインを使って、休んでいる児童等に集中的に取り組む。午前の役割と午後の役割を分けて、9月は短縮授業を行った。

10月1日の宣言が明けて以降は、通常の授業を行いながら、自主休校をしている児童等は確実に減っているので、11月1日だと約40人の児童等となっている。

対象者が少なくなって以降、対象の児童等には、先生から個別の指導、フォローという取組を継続している。

#### （経理用地課長）

コロナ禍における対応ということで、契約の観点から、昨年度、今年度実施した内容についていくつか紹介する。

学校の関係でいうと、まず、接触をできるだけ減らすということで、水道の蛇口を、センサーにより自動で出る水栓に、昨年度、全小中学校で取り替えている。

また、体温計、出入口で使うスタンド式の体温計、飛沫防止アクリルのつい立て、フェイスシールドなどを購入し、感染防止対策を取っている。

また、ソフトのツールということでいうと、連絡時に電話回線が足りないということで、一時期、連絡用の携帯電話も臨時にレンタルしている。

これらは一例であるが、御紹介は以上である。

#### （委員）

話が広がり申し訳ない。私も経験しているが、大学で授業に対面に来る学生、来ない学生がいる。Webexでハイブリッドにやると、人数が多くなる。

来ない学生にはWebexで録画して、配信して1週間で見てもらおうという形にしてい

るが、私も機械に対しての知識がそれほどなく、操作が負担になっている。

大学としては、後の対応は学校の先生にゆだねる、というところがある。結構、今でも苦労していて、時々、録画の失敗をしてしまったりするので、予備のものを録っている。

なので、先生方に負担がすごくかかっていると思う。自分も経験しているので、その辺のフォローはどうしているのか。

#### （教育施策課長）

先生方の負担に関しては、間違いなくかなりのものがあると思っている。

私どもも、機器の接続や使い方については、例えば、教室のここに置いて、こういう画像を流すと見やすいというところも含めて、マニュアルであったり、図であったり、ある学校でセッティングした写真を撮って写真を撮りつけたりした形で、先生方に御案内したりしている。

先生方から問合せを多数いただいたが、コロナ禍にかかわらず、タブレットを導入したことによって、ひと月に8回、受託業務のICT支援員というICTの分野に精通している方々が各学校を巡回している。

そういった支援員の方に質問等をしてもらいながら、逆に、支援の方から、準備が進んでいるか、こうセッティングしてくださいという御案内をして、当面は乗り切れた。

そしてまた、先生方も一度、二度やってみると、このやり方でいけば大丈夫と、理解度が深まってきていると思う。

#### （委員）

契約の話に戻る。

45ページの指定理由の（3）で、緊急事態宣言が発出している期間に限定して授業を実施して、宣言が解除されたら契約も解除するというのは結構厳しいと思う。

逆に言えば、それでここしかないのか。

無理だと言った事業者はどのような理由で無理だと言ったのか、その辺のやり取りをお聞かせいただきたい。

#### （教育施策課長）

実際契約をするにあたって、夏休みが明ける前から複数の事業者にあたり、調査を始めた。

まず、キャリアのドコモやソフトバンク、au、こういった事業者さんは半年間の縛りであったり、一度契約すると1年間はその回線を使ってもらう、というのが契約の前提という話であった。

そうになると、緊急事態宣言がどれぐらいの期間になるのか、誰にも予想はつかないので、非常に効率性が悪い。

次に、複数のレンタル事業者は、まず、経費で言えば金額はまあまあのところもあれば、少し高めのところもあったりする。

また、台数について、コロナ禍になってから民間事業もテレワークで在庫が枯渇していることがある中で、当該事業者は500台を1週間で調達できるとのことであった。

当時、業者指定の際には、モバイルルーターの利用は緊急事態宣言の発出されている期間と申し上げていたが、その後、宣言が解除されてもコロナ感染不安により登校できない児童等は、その後も引き続き存在したので、結果としては契約の期間を延長するなどしている。

また、例えば500台最初に契約したけども、翌月は300台でいい、更に次の月はまだ減らしてもいいと、1月単位で金額を決定して支払えば十分であった。使わなくても2月単位となると、使わなかった台数も2月分全てを支払うことになってしまうことになる。

ルーターを調達できるスピード感と契約上の融通がきくというところ、そして更に、ほかの事業者さんと比較しても経費が廉価であった。そのため、当該事業者との随意契約を進めたところである。

**（委員）**

ほかにあるか。

（なし）

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

#### **【案件4】**

##### **新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請受付等業務委託**

**（事務局）**

審議案件4番、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請受付等業務委託について説明する。

自立支援金については、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し、総合支援資金特例貸付の支援を受け、更に再貸付を終了した、または再貸付が不承認とされた世帯で収入要件、資産要件、および、就職活動要件を満たした世帯に対し、単身世帯が月額6万円、2人世帯が8万円、3人以上世帯には10万円を3か月支給するという業務である。

具体的な業務としては、自立支援金で支給する業務のうち、自立支援金に関するコールセンター業務、および申請受付業務を委託する。

次に、本件について、特命随意契約とした理由について説明する。

資料15ページの特命随契見積調書を御覧いただきたい。

本件については、パーソルテンプスタッフ株式会社第二BPO業務本部と特命随意契約を行った。

続いて、57ページの業者指定理由書を御覧いただきたい。

2の指定理由にあるように、厚生労働省より5月28日に事業の検討案が提示されたが、その際、7月から申請期間を開始すると説明があった。

その後、6月11日に厚生労働省から事業詳細の情報提供があったが、この時点で既に通常の入札等の契約業務を行っていた7月の申請受付には到底間に合わない時期であった。

業務仕様の確認、契約内容について、事業者と協議する等の時間的余裕もほとんどなかった。

そこで、最適な事業者というところで検討していたところ、当該事業者については本業務について早くから業務調整を進めており、また事業内容の理解度も非常に高かったこと。また、現在、練馬区の自立相談支援機関としての就労サポート事業を受託しており、今回の業務のうち、自立支援金の支給要件である就職活動要件の中の一つの自立支援機関の面接等の支援を受けることが求められていたが、就労サポート事業と連携した就労支援ができるということがあった。こうした理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないことであることから、パーソルテンプスタッフ株式会社第二BPO事業本部と特命随意契約とした。

参考に、59ページから71ページに仕様書をおつけしているのでお目通しいただきたい。事務局からの説明は以上である。

**（委員）**

この件について、質問・意見などがあればお願いします。

**（委員）**

今の説明からすると、この事業者は練馬区の事業に以前から関わっていたという理解でいいのか。どのような関わりがあったのか、まず教えてほしい。

**（生活福祉課長）**

この事業者は、生活保護受給者で課題がある方に対しての就労支援を行う事業での関わりがあった。

自立相談支援機関というのは、生活にお困りの方の相談を受けるといった、就労支援などができる人たちを総称して機関と称している。関連する業務に練馬区と関わりがあったということから当該事業者を選出したところである。

**（委員）**

ほかにふさわしい企業がなかったという理解で良いか。

**（生活福祉課長）**

その後も2社ほど、この事業について私どもの方にお話を持ってきたことはあったが、どこもこの事業に対する認識が足りていないところがあった。なかなか、その話を進めていくことが難しく、当初話があった当該事業者と協議を進めていったというような経過である。

**（委員）**

この事業はまだ続いているのか、終わっているのか。また、今も申請受付と交付をしているということなので、ある程度数字が分かれば今の実績を教えてください。

**（生活福祉課長）**

当該事業については、現時点で11月末までの申請期限となっている。

ただ、今、報道されているが、選挙が終わってこの事業の支給の期間や対象を拡充することで記者会見等でも報道されている。次年度以降もこの事業が続くであろうというのが現在の見込みになっている。

現在の支給実績ということで申し上げますと、10月31日時点で5,360世帯に申請書をお送りして、約1,400世帯の方から申請を受けた。3割若干切るぐらいである。

そのうち、約900世帯で支給を完了している。

**（委員）**

契約した金額そのものについては、どういう形でチェックし、これが妥当だと考えていたか。

**（生活福祉課長）**

新たにこういった給付事業を開始する際は、まずは区民の皆様からお電話を受けるコールセンターが必要である。なおかつ、いろいろと上がってくる書類を審査する機能が必要である。最後に、現金を支給するシステムを構築しなければいけない。

システムをどうするのかというのが、こういう事業では一番大変となる。今回これは区が自前でやることになった。なので、その時点で少し金額は精査されている。

あとは、コールセンターの電話回線をどのぐらいにするか、書類をチェックする人間をどれぐらいにするかというところが金額の精査となる。当初言ってきたものと比べて実際の対象者数が少し絞られてきたこともあり、また、対象の方に区から個別にプッシュ型でご案内することもできた。なので、概ね事業者が提案してきたものの7掛けぐらいの人数でできるのではないかとということで組合せをした。

大きくシステムのことと、人数の精査という2点で、妥当な金額を精査した。

**（委員）**

この7千万円という金額が高いのか、安いのか、適正なのか、判断つきかねるところである。似たような案件で、あの事業はどれぐらいだったという比較になるような例はあるか。

**（生活福祉課長）**

こういう給付事業は、例えばコロナになって1人10万円の給付などがあったと思う。過去にも、消費税が増税になった時に増税分を給付する事業もあった。

そういったところで、いろいろと参考にはするが、今回、実は申請に対し国から提示された書類が非常に多かった。1本の電話対応、あるいは1枚、1人の書類のチェックにかかる時間はこれまでのものと同じ水準で参考にできるものがなかった。なので、大体このぐらいのボリューム感であれば電話は1人20分ぐらいかかるのではないかと、1人チェックするのに何分かかるのではないかとといったことを事業者とすり合わせし、そこから対象人数を踏まえて、人数と金額の設定をした。なかなかこれと同等の他の事業があったかとい

うとなかった。

**（委員）**

生活困窮者自立支援金というのは給付されるのは幾らなのか。

**（生活福祉課長）**

大きく3形態になる。

単身の方は月6万円、2人世帯が8万円、3人以上の世帯の方が最大10万円で、3か月間ということが事業のスキームである。

**（委員）**

その3種類ということなのか。高いか安いかわからない。

月8万円、あるいは10万円を900世帯に支給するのに7,800万円のお金を使うと1世帯当たり9万円近くかかる。それは結構な値段だという感覚があるのだが、そういう感覚はどう理解したらいいか。

**（生活福祉課長）**

申請書をお送りしたのが5千世帯ぐらいと申し上げた。

5千世帯というのが、冒頭、事務局の説明であったとおり、総合支援資金という社会福祉協議会がやっている貸付を借りられなくなった方である。

今回の自立支援金というのは、支給するにあたって住民税非課税相当の収入要件がある。その前座となる借入れについては収入要件がない。

したがって、そこの段階で7割ぐらいの方が、そもそも当てはまらなくなってしまうのが、我々の事業を開始するまでは分からなかった。30%ぐらいの申請率であった。恐らく、もっと支給件数は上がってくるかと思うが、5千世帯であれば多くの方が受けられるのではないかという前提でいろいろと組んでいた部分がある。

この後、冒頭に申し上げた事業を継続していくところもあるので、その辺りで精査が必要である。

**（委員）**

ほかには、いかがか。

（なし）

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

**【案件5】**

練馬区新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る予診票確認業務・CSV化業務委託（単価契約）

（事務局）

審議案件の5番、練馬区新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る予診票確認業務・CSV化業務委託（単価契約）について説明する。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、対象の全区民に新型コロナウイルスワクチン接種を迅速かつ的確に実施することが喫緊の課題であった。

本件については、ワクチン接種後に医療機関より区へ送付される予診票を確認し、区民の健康に影響を及ぼしかねない間違い接種を発見すること。また、区民のワクチン接種履歴を区の情報システム、保健情報システムに取り込むために、予診票記載内容をCSVデータ化することを目的とし、業務を委託するものである。

通常どおりの予防接種を行った際には、区が間違い接種の確認、報告、及び接種履歴の保管を行わなければならない。

従来予防接種においては、既に契約をしている事業者が行っている。そのため、本件業務についても契約事業者が担えば良いのだが、本件については接種対象者が67万人おり、2回接種を行う。そのため、予診票を確認したものは単純に134万枚となり、接種率を7割と計算しても約98万枚の予診票を処理する必要がある。相当の人員や作業スペースを必要とするため、新たに委託契約を締結することとした。

次に、本件について、特命随意契約とした理由について説明する。

資料73ページの特命随契見積調書を御覧いただきたい。

本件については、日本情報産業株式会社と特命随意契約を行っている。

続いて、77ページの業者指定理由書を御覧ください。

本件業務については、令和3年3月26日に国より予診票の確認のポイントが通知され、ワクチン接種についても早期の実施が求められていたところ、本件についても速やかに契約を進める必要があった。また、ワクチン接種は、全国の各自治体で実施されるものであり、他自治体より先に契約を進めないと、契約できる事業者がいなくなってしまうという懸念もあった。

そうした状況の中で、当該業務について早急に対応できるか複数の事業者を確認したところ、3社より対応できるとの回答を得た。

そこで見積りを依頼したところ、本件契約事業者が最も安価であり、また当該事業者は他自治体において予防接種の内容確認および経過入力等も受託しており、また内容確認のシステムについても一部をカスタマイズするだけで区の保健予防業務に即応でき、契約後、直ちに利用も開始できる体制が整っていた。

こうした理由が、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当し、緊急な必要により競争入札に適さないものであることから、日本情報産業株式会社と特命随意契約をした。

参考に、79ページから82ページに仕様書をつけているので、お目通しいただきたい。

説明については以上である。

（委員）

では、この件について、質問・意見などはあるか。

**（委員）**

今の説明をお聞きすると、確認事務と入力事務という理解でよいのか。

**（住民接種担当課長）**

そのとおりである。

医療機関から上がってきた予診票は、接種を受ける時に、体調は大丈夫か、説明を理解したかという中身について、問題がないかどうかをきちんと確認をする。加えて、上がってきた予診票をデータ化して保存するといったことを行っている。

履歴については、保健所のシステムに取り込むことで、区でもきちんと予防接種の履歴を管理するためのものである。

**（委員）**

それと、業者指定理由書の中に、対応可能と回答したのが3社でありここが一番安かったと書いてある。

時期的には入札する期間もないので、見積り合わせを行い、安かったので随意契約という形で持っていったという理解でよいのか。

**（住民接種担当課長）**

そのとおりである。

国から、確認すべき手引書が出されたのが3月26日であった。スタートするギリギリであったため、我々としても、きちんと業者を確保する必要があった。逆にできないと言ったところも幾つかあったので、できるところを確実に確保するため、随意契約により契約した。

**（委員）**

ちょっと、分からないが、資料の、77ページの指定理由の中で、指定理由の上から4行目、「区民のワクチン接種履歴を保健情報システムに取り込む。」これは分かる。

その上の行の「区民の健康に影響を及ぼしかねない間違い接種を発見すること。」とあるが、これは事後的ということになるのか。

**（住民接種担当課長）**

中身は事後的となる。あくまでも予診票の中身で、これは間違っていた接種ではないかというものを後で確認するものである。

**（委員）**

もう既に接種を終わっている。その報告というか、そういうデータが来て、それを確認して、これは例えば接種すべきでないのにしてしまったとか、そういう判断を後でまたするというのでよいか。

**（住民接種担当課長）**

そのとおりである。

**（委員）**

ほかにあるか。

私から一つ。3社のうち、他社よりも廉価だったということであるが、どのぐらいの金額が離れていたのか分かったら、教えていただきたい。

**（住民接種担当課長）**

見積り段階で、契約したところよりも1千万円ほど金額が大きかった事業者が1社。もう1社はおよそ倍ぐらい離れていた。

先ほどの質問で、間違い接種のその後の取扱いについてだが、まず、区に間違い接種の要因、そして今後の対応について報告する。

今回のワクチン接種事業については、間違い接種は、基本的には東京都を通じて国に報告することになっているので、中身については国に報告をする。

区としては、一応間違い接種があった医療機関に対して、その後、その方の体調に問題がないかどうかは確認している。

**（委員）**

ほかにあるか。

（なし）

**委員会最終意見**

本件は適正に執行されている。

**【案件6】**

**練馬区新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るクーポン券等の印刷および封入封緘等業務委託（単価契約）**

**（事務局）**

審議案件6番、練馬区新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るクーポン券等の印刷および封入封緘等業務委託（単価契約）について説明する。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、区民を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種を迅速に、的確に進めることが求められていた。

ワクチン接種を行うためには、実際の接種体制を構築することはもとより、対象区民の方全員に、速やかにワクチンの接種券を送付することが急務であった。

本件業務については、ワクチン接種に係る接種券等の区民への発送に伴い、接種券等の印刷、封入封緘、発送業務について委託を行うものである。

次に、本件について、特命随意契約とした理由についてである。

資料83ページの特命随契見積証書を御覧いただきたい。本件は、共同印刷株式会社と特命随意契約を行っている。

続いて、87ページの業者指定理由書を御覧いただきたい。本件については、令和2年度、令和3年度と特命随意契約を結んでいる。

89ページの業者指定理由書を御覧いただきたい。こちらが、令和2年度の業者指定理由である。

この業務については、全国の自治体が一斉に開始するため、必要な資材の調達が困難になるおそれ、また国が指定する発送時期に間に合わせるためには、事業者と早急に契約を締結する必要があった。

しかし、国が示すスケジュールについては、ワクチンの供給量から随時変更になり、そのたびに計画変更を余儀なくされていた。

国の方針が確定した後に、直ちに契約業務に取りかかったが、既にその時点では、計画したスケジュールに沿った事業を行うためには通常の入札等を行ってはい間に合わない状況だった。そういった中で、本業務について対応できるか、複数の企業に確認を行い、見積依頼を行った。

その結果、当該事業者が最も安価であり、本業務についても柔軟に対応できるとの回答があった。

令和3年1月の契約の際には、緊急にクーポン券を発送しなければならず、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当し、緊急に契約を行わなければならなかったことから共同印刷株式会社と特命随意契約としたものである。

87ページの令和3年度にかかる業者指定理由書を御覧いただきたい。

令和3年度の業者指定理由であるが、当該事業者については、ただいま御説明したとおり、令和2年度と同業務を受託しており、区の接種券印刷、封入、発送に係る作業手順等が既に構築されており、タイトな日程でも接種券発送が可能であった。

こうした理由が、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当し、競争入札に適さないものであることから、共同印刷株式会社と特命随意契約としたものである。

参考に、91ページから120ページに仕様書をつけてあるので、お目通しいただきたい。事務局からの説明は以上である。

**（委員）**

この件について、質問、意見などはあるか。

**（委員）**

指定理由書を見ると期間は1か月ぐらいしかなくて、その中で何とかしなければいけないという話である。

直接これには関係しないかもしれないけれども、その辺で何か苦労話というか、国に、もう少し、ここはこうしてほしいみたいなのはあるか。

**（住民接種担当課長）**

まさに、今は3回目接種がスタートしている。国からの情報は少なく、様々なことを毎

日報道で我々も知るぐらいである。スケジュールに関しても振り回されている。

当時も、接種券の発送のタイミングは、本来だと3月の初めにするところから、3月中旬になって、スタート時期が一月半ぐらい遅れたところがある。それは国のワクチンが入ってくるタイミングによって合わせて行うしかない。

業者の確保とか、印刷するための紙や台紙がなくなってしまうので、緊急に契約を行わなければならない案件であった。

幸い、練馬区は比較的早めに動いているので後手に回ることにはなかったが、ほかの自治体では、業者を探すのに苦労したという話は聞いている。

**（委員）**

練馬区の他の通知だとか、そのほかの発送業務の受託実績からも最適であるとのことだが、価格的なものから見ても、例えばほかの事業、その他の費用など、バランスから考えても、今回の値段は適正であるという判断があったということによいのか。

**（住民接種担当課長）**

これまでの実績等からも、金額は妥当なものと認識している。

同じような見積りで、ワクチンのクーポン券の印刷、ほかの会社とも見積合わせをしたが、一番ここは安価だという確認も取れたので、今回の契約は我々としては問題なかったと認識している。

**（委員）**

ほかにはあるか。

（なし）

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

**【案件7】**

**感染者発生施設PCR検査検体採取業務等委託（単価契約）。**

**（事務局）**

審議案件の7番、感染者発生施設PCR検査検体採取業務等委託（単価契約）、および感染者発生施設PCR検査検体採取業務等委託（令和3年8月～9月）（単価契約）について説明する。

高齢者施設、児童施設等において、新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生した場合には、入所者や利用者、施設運営への影響が大きく、更には資料提供体制への負荷の増大につながることもある。

本件は、こうした事態を避けるため区内施設等において感染者が発生した際に、濃厚接触者のみに限らず、幅広い接触者を対象に、PCR検査を迅速に実施し、クラスター発生

を防止し、また感染力が深く重症化しやすいと言われる変異株のスクリーニング検査も併せて行うことにより、適切な患者療養支援に活用するための業務を行うものである。

本契約の契約が2件に分かれている理由である。

期間が2か月ごとに分かれているため別契約になっているが、同じ内容の契約である。

新型コロナウイルス感染症は、収束の時期の予測が困難であり、対応がいつまで必要であるか、契約時には判断できなかった。

そこで一旦、2か月の短期間での契約を締結し、その後は、国内の感染者発生数の状況を考慮して、再契約の必要性について判断できるようにした。

一回目の契約が終わった段階では、国内の感染者数が増加傾向にあったため、引き続き契約を締結した。

次に、本件について、特命随意契約とした理由である。

資料103ページの特命随契見積調書を御覧いただきたい。

本件は、シミックヘルスケア・インスティテュート株式会社と特命随意契約を行っている。

続いて、107ページの業者指定理由書を御覧いただきたい。

理由書に記載のとおり、本件は事業者の条件として、次の4点を条件とした。

一つ目は、区内に連携医療機関を確保し、検体採取時に当該医療機関に属する医師・看護師を現地に派遣できること。検査の結果、陽性者が判明した場合は、速やかに練馬区保健所に発生届を提出できること。

二つ目は、検体採取については、当日や翌日といった直前の依頼にも対応できること。

三つ目は、無症状者について、推奨されている鼻咽頭拭い液による検体採取ができること。

四つ目は、区の求めに応じ、変異株のスクリーニング検査に対応できることである。

過去に、他自治体において、同種の業務の受託実績のある事業者と自治体向けにPCR検査を請け負った実績のある事業者を確認したところ、この四つの条件を満たすことができると回答があったのは当該事業者のみである。

こうした理由が、地方自治法施行令第167の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないものであることから、シミックヘルスケア・インスティテュートと特命随意契約とした。

参考に、109ページから112ページ、119ページから122ページに仕様書を添付している。お目通しいいただきたい。

説明については以上である。

#### （委員）

確認すると、この契約は、820号が6月、7月分、869号が8月から9月分の、それぞれ単価契約でよいのか。

#### （事務局）

そのとおりである。

（委員）

では、この件について、質問、意見などはあるか。

（委員）

昨年と同種の業務に関しては、どこに委託していたのか。

（保健予防課長）

昨年、この業務は保健所の医師職である保健所長、または保健予防課長、あと保健相談所長3名で、検体採取を行っていた。

（委員）

特に業者を使わずに、それぞれの保健所の方たちで、行っていたということか。

（保健予防課長）

自前でやっていた。

（委員）

そうすると、業者の方にこの業務を委託するのは、このシミックヘルスケアが初めてになるのか。

（保健予防課長）

そのとおりである。

（委員）

仕様書を拝見すると、履行期間が今年7月31日までになっているかと思うが、8月以降は、この業務に関して、どのような体制になっているのか。

（保健予防課長）

8月以降も2か月おきに更新ということで、同じ業者をお願いしている。

（委員）

8月以降も更新ということは、業務に関して、今まで特に問題がなかったということでよいのか。

（保健予防課長）

そのとおりである。

（委員）

これを2か月ごとに契約する理由は、何かあるのか。

**（保健予防課長）**

新型コロナウイルス感染症については、収束の時期の予測が難しいので、本件の対応がいつまで続くか判断できない状況なので、短期間で2か月という契約を締結した。

その後は、患者発生数等を鑑みて、再契約の必要性の有無を判断する方法にした。

**（委員）**

分からないので教えてほしい。

例えば、練馬区のAという施設で陽性者が出た。通常だと、濃厚接触者を保健所が判断して、この人たちを検査するという話が出てくると思う。

ここに書いてあるのは、濃厚接触者にかかわらず、幅広い接触対象者をということなので、濃厚接触者プラス、少し幅広い形で、保健所が濃厚接触者と判断しない人も検査をする。そうすると対象者は増える。

PCR検査をする場合、検体を接触者なり、幅広い人たちの検体を取って、それを検査施設に持っていき、検査した結果は保健所を通じて教えてもらう、または濃厚接触者でない人は、陽性が出た施設に、直接こうであったと教えてもらう形の理解でよいのか。

**（保健予防課長）**

そのとおりである。

濃厚接触者を保健所で特定して、また幅広い検査という意味で、その施設の濃厚接触者以外の方に行く場合もある。

その場合は、かなりの人数になるので、今までは医師職の者が出張して検体採取をやっていたが、今回は事業者に委託し、検体採取を委託した医療機関の医師が行って、それを事業者が検体を検査して、その結果をこちらに知らせる形になっている。

**（委員）**

昨年は医師職の3人でやられて、今年は爆発的に増えたので区の医師職のみでやるのは無理だと思う。

私も今、障害者施設で責任者をやっていて、8月に1人、委託の運転手に陽性者が出て、施設を10日間、閉めざるを得なかった経験があった。

うちの施設の場合は看護師がいるので、施設利用者の自宅に行って、看護師が検体を取って、それを預けて検査した。それは濃厚接触者以外もやった。

たしか費用は見てくれた気がするけれども、この費用は無料という理解でよいのか。

**（保健予防課長）**

そのとおりである。

**（委員）**。

契約金額の妥当性みたいなチェックはどうされたのか。

**（主管課担当職員）**

この当時、本件の委託を開始する構想を始めた時に、やはり新型コロナウイルス感染症の流行が未曾有の事態だったので、同様の事業を同じような形で行っている事業者を見つけにくい状況であった。

そういった中でも、幾つかの条件に適合するところはあるが、その中で業者指定理由書の四つの要件全てを満たす事業者を選定したところである。

したがって、ほかの類似事業者と全く同じことをやったのではなかったため、価格の比較は非常に難しいところであった。

契約した際に、金額の妥当性を図る尺度は、持ち合わせていなかった。が、一般的に採血のために人材を派遣して、検体を採取して、結果を戻すという業務は、様々な事業者で行っている。それを一括した契約で行おうとした時に、大体今回の契約金額ぐらいになるのは妥当であろうという判断で、契約を締結した。

**（委員）**

私が勤務している施設では、検体を持って行って結果が出たのが3日、4日後であるということが、非常に困った。結果が出るまでが遅く、検査する数が多いため、仕方がないと思いつつもイライラしたが、その辺はどうだったのか。

**（保健予防課長）**

検査実施可能日は決まっており、月、水、土のいずれかの日にやるので、検査結果判明は、その2日後となるので、大体3日か、4日はかかってしまったところである。

**（委員）**

私から再度で、二つの契約があつて、内訳を見ると、基本事業費が100万円ぐらい下がっているのだけれども、この下がった経緯は何かあるのか。

**（主管課担当職員）**

初回の契約は、システムの構築であったり、スキームを整えたり、また専用の電話回線を引いたり、初期の設備費用がかかっているのので、初回の契約には、そちらが乗っているのので、基本事業費が上乘せになっている。

一方、2回目からは、それらの設備も整っているという前提で契約しているのので、最初の分は減額して契約できた。

**（委員）**

そうすると基本事業費も、一つ目だと、682万5千円を取っているけれども、更にこの内訳があつて、それぞれ検討したことになるのか。

**（主管課担当職員）**

そのとおりである。

そこは一つで載っているが、見積りをいただき、内容を検討した上で契約している。

（委員）

了解した。  
ほかにはないか。

（なし）

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件8】

福祉施設等従事者等への新型コロナウイルス感染症検査委託（単価契約）

（事務局）

審議案件の8番、福祉施設等従事者等への新型コロナウイルス感染症検査委託（単価契約）について説明する。

福祉施設等の入所者等は、新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、重症化リスクが高い特性があること、福祉施設等で集団感染が生じた場合に、入所者や施設運営への影響が大きく、また医療提供体制の負荷につながるため、従事者および利用者に対してPCR検査を継続して実施するものである。

福祉施設のうち、介護サービス事業者の従事者と入所施設の利用者については、東京都と日本財団が同様の検査を実施している。

また、障害者福祉サービス事業者の入所施設の従事者とグループホーム、ショートステイを除く入所施設の利用者については、東京都が検査を実施している。

そこで、区としては、東京都等が対象としていないサービス事業者を対象として、事業者の負担が少なく、かつ検査も実施率を高める方法を検討し、当該事業について委託することとした。

次に、本件について、特命随意契約としている理由である。

資料123ページの特命随契見積調書を御覧いただきたい。

本件は、株式会社みらいと特命随意契約を行っている。

続いて、127ページの業者指定理由書を御覧いただきたい。

過去に、他自治体において、同種の業務の、計画実績のある複数事業者に見積りを依頼したところ、履行期間に区が予定している一回一回の検査数に対応し、受託可能と回答した事業者が複数ある。

当初、区においては、検査方法として標準的な唾液採取によるPCR検査を想定していたが、この方法では、高齢者施設等利用者の唾液の採取が難しい等の理由から、検査利用率が低くなってしまわないかという懸念があった。

こうした中で、当該契約事業者からは、高齢者施設等利用者でも唾液採取を簡易に行える綿棒を用いたキットで検査を行う方法の提案があった。この方法によれば、高齢者や障害者の検査の実施率の向上と検査の頻回実施が可能となる。当該検査方法により実施でき

るのが当該事業者のみであった。

こうした理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないものであることから、株式会社みらいと特命随意契約とした。

参考129ページから153ページに仕様書をつけているので、お目通しいただきたい。  
説明は以上である。

**（委員）**

確認であるが、福祉施設等従事者「等」とあるが、この「従事者等」には、従事者と利用者を含んでいるということなのか。

**（事業者指定係長）**

そのとおりである。

ちなみに、介護サービス施設については利用者のみ、障害福祉サービス施設については両方が対象者である。

**（委員）**

了解した。

では、この案件について、質問・意見などあるか。

**（委員）**

先ほど説明にあった、案件7番の検体採取などの検査と、今回の案件8番の福祉施設従事者等への検査は、同じ事業者に依頼するという点では上手くいかないのか。

**（事業者指定係長）**

そもそも対象者が異なる。

先ほどは感染者が発生した施設であり、我々がやっているのは無自覚無症状で、広く対象者の検査をするという目的がある。そのため、異なる事業者となった。

**（委員）**

対象の方が感染者とそうではない方では、担当される業者もこちらは得意だけれども、こちらは余り得意ではないとか、分けざるを得ない事情があるのか。

**（事業者指定係長）**

私どもで事業者を探させてもらったのは、東京都が同じような事業を実施しており、そこで依頼していた事業者から下見積りを取って選んだという経緯がある。

保健予防課の事業者は、その中にないので、医療系の事業者ではないかと思う。本案件の事業者は福祉施設系の事業者であり、東京都でも福祉系列なので、そういった違いがあった。

ただ、検査自体はやれないことはない。

**（総務部長）**

この間までは健康部長で、コロナの検体などに随分関わっていた。

先ほどの保健予防課は、まさにそういう施設で感染者が発生し、更にクラスター予防のために医療者が、それまでは保健所長などが直営で実施していたが、手に負えなくなってきたという経緯である。

より精度の高い検査を必要とするという部分もあり、検体の取り方がそもそも違っている。鼻咽頭ぬぐいという鼻に綿棒を奥まで入れる一種の医療行為として、そういう検査の精度が求められるということがあった。先ほどの契約の中には、きちんと医療行為が組み込まれてある。

こちらの方は、どちらかというスクリーニング的な定期的なモニタリング検査のような形で、検体の取り方も唾液、もしくは綿棒で口を拭う程度である。自己採取もできる範囲のもので、その辺の検査の精度のレベルを変えているのが実情である。

**（委員）**

業者がたくさん入るほど系統が複雑になって、情報の集約などがしにくくなり、一本化できないのかと頭に浮かんだ。しかし、今の説明で一方は医療行為的な色彩が強く、他方はそうでもないということで、分ける合理的な理由があると思った。

**（委員）**

先ほどの説明の中で、複数の事業者が手を挙げられたという話があつて、逆にここは唾液検査だけではなくて、簡易キットによる検査で提案があつたということ。ほかは、それがなかったということでよいのか確認したい。

**（事業者指定係長）**

そのとおりである。ほかのところはなかった。

**（委員）**

了解した。その判断は正しいと思う。

先ほどの事例で紹介したが、PCR検査する時に唾液検査で、障害者は唾液を出すのが大変である。1時間も2時間もかかっても唾液が出ない。かわいそうだが、吸引を口にすることもできず、2時間たっても駄目というのがあつて、簡易の検査に変えてもらった。そうしたら、瞬間は苦しいけれども瞬時に済む。

私はそういう経験をしているので、そういう提案があつたら、それはそうだと思う。

**（委員）**

ほかにはあるか。

単価が5,400円は、検討する時に何か参考にしたようなものはあるのか。

**（事業者指定係長）**

まず、東京都の補助事業で似たような事業をやっているもので、そこから7社ほど見積り

を取って、その中で安い2社を選んだ。ほかの5社は6千円から8千円、高いところで1万円までだった。そのうちの安い2社という形で選んだ。

**（委員）**

了解した。  
ほかにないか。

（なし）

**委員会最終意見**

本件は適正に執行されている。

**（委員）**

これで、1番から8番までの審議案件が終了したわけである。  
事務局から何かあるか。

**（事務局）**

事務局から、各委員の皆様にご意見を伺えればということでご提案する。  
今回抽出した案件については、いずれも適正に執行されているとの御意見をいただいた。  
そこで、今回の抽出理由にあった契約上の課題と今後の契約のあり方について、いま一度整理して、各委員の皆様の御意見を伺いたい。

自治体の契約においては一般競争入札を原則としているが、随意契約によることができる場合について、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定してある。

今回抽出した8件については、同条第2号の性質または目的が競争入札に適さないもの、または、同条第5号の緊急の必要により、競争入札にすることができないときのいずれかに該当すると判断し、特命随意契約とした。

いずれの案件についても、緊急に契約を行う必要があり、全国一斉に行う業務で、通常の入札手続を行ってはい対応できる事業者がいなくなるといった懸念もあった。

そうした中でも、公平、公正、競争性の観点から、契約事業者の選定については、対外的に説明ができるか確認を行わなければならない。

時間的な制約がある中で、適正な契約を行うことについて、いかにバランスを取っていくのが各案件について課題があった。

今回の案件で言うと、案件番号の1番、2番のテレワークシステム、4番の自立支援金申請業務、6番のクーポン券印刷・封入業務については、既存の区の事業や契約に関わりがあり、当該事業者以外には業務を行うことができないことから指定している。

案件5番の予診票確認・CSV化業務については、複数の事業者が受託可能であったが、緊急に契約を結ばなければならない状況下において、最も価格が低く、かつ入力業務や着手も最も早くできる状況にあったため、第5号の緊急な必要による随意契約としている。

案件3番のモバイル機器レンタル、7番の感染者発生施設PCR検査業務、8番の福祉施設等従事者への検査業務については、複数の事業者が受託可能であったが、価格だけで

はなく、提供可能なサービス内容、契約期間短縮等に係る対応などについて、比較衡量し、最も優位な条件を示した事業者を指定した。

このように条件を付して事業者を選定する場合には、通常はプロポーザル方式による業者選定方法があるが、この3件については、実質的に簡易なプロポーザルを実施したような状況である。

緊急時の契約のあり方については、案件の1、2、4、6番のように、当該事業者以外には業務ができないことが明白なものは別として、3番、7番、8番のように、複数の事業者が受注可能な業務の場合には、短い期間の中でも様々な条件設定と価格について比較を行うことによって、事業者を選定し、随意契約を行うことが最も良いサービスを受けることができるし、対外的にも説明がつく方法ではないかと従前より考えているが、この考え方について、各委員の御意見を伺えればというところである。

説明は以上である。

**（委員）**

そうすると、今のお話の中で、要は対外的に、どのようにうまく説明できるかという観点。それと、もちろん合理的で適切な業者設定も出来ないといけないということ。その辺の観点から、何か意見はあるか。

**（委員）**

特に1番や2番はシステムの話であるが、先ほどの説明の中で、CIO補佐官という話があった。もう少しCIO補佐官を活用するとか、CIO補佐官からこういう意見をもらって、こういう価格も含めてチェックをしたとか、といった経緯があると納得しやすい。せっかくCIO補佐官を活用しているのだったら、それも契約の説明の中に加えることで、公平性を保っていると言えるのではないのかというところが一つ。

3番と7番と8番に関して、他に事業者はいたが、実質的に簡易なプロポーザルを行ったということだが、それも一つの方法かと思う。

それから、契約の方法とか、支払の条件とか、幾つか項目があって、これはこういうことを工夫して、こうやったという話も説明があったので、契約の担当でやっているのかもしれないが、こういう緊急的な事業は引き続きたくさん起こると思う。特に給付事業も、今は国がいろいろと新しく打ち立てて予算をやっている。そういう時間がなく、こういう随意契約をする時には、所管の方で、チェックをした上で、契約の担当に持ち込むというような、いろいろ工夫しているのは分かった。

最後の簡易キットの話は、当事者からすると、それが正解というか、価格が少し高くても障害者や高齢者は楽に検査ができるので、そちらの方がいいと思った。何かそういう視点を所管に見せて、こういう形で最低限はチェックしてくださいみたいなことが言えると、その辺は公正にやっているのが、対外的に説明できるのではないかと、今日いろいろと説明を伺って感じた。

**（委員）**

例えば今日の進行番号1番、2番などのように、既に富士通にやってもらって、更にそ

れの拡張的なものだと、同じ業者にやってもらわなければいけないというのは、いかんともし難いことだと思う。

要は、値段の合理性をどうやって第三者が理解できるとか、了解できる場所だと思う。他の事例とか、値段の算定の根拠などを資料に入れていただけるなら、こういう積算の結果こうなりましたといった、業者が出してきたようなものでも、もし参考資料としていただけると、私も素人なのでよく分からないところがあるが、少なくとも少し根拠づけはもらえる感じがする。

#### （委員）

お二人の意見がほぼ全てだと思うが、業者の選定に関しては、全てやむを得ない事情ということで、説明はできると思う。

一番工夫しなければいけないのは、金額の算定だと思う。

特に、1番、2番のように外部のコンサルタントのようなところは、そちらの協力を得て積算できた。あるいは、業者の算定については、いろいろこちらからも主張できたともあると思う。そういったアドバイザーがない場合、業者を他に選択のしようがない、事業者から提示された金額が高いような気がするが、高いと言えないということもあり得る。だからといって、事業者の言うことを鵜呑みにして受け入れてしまったら、業者と慣れ合っているのではないかという批判も受けると思う。そうしないように、査定の基準などは難しいと思うが、外部の人に説明できるようなものを残しておかなければいけないかと思う。

幾つか事業者があつて、微妙に仕様が違うところも、どれを取るかは判断が分かれるところだが、割高な事業者を選んだわけではないということをしつこく説明できるようになっていればいい。

本当にこの1年間の状況だと、結果として多少は損をすることがあつても、それは多分みんな許してくれるかと思う。

ただ、検討をした記録はしっかりと残さないといけないと思う。

#### （経理用地課長）

貴重な御意見をいただいた。

まさに、今おっしゃったとおりで、値段が高ければいいものができるのは当たり前である。

その高いものと、そのできているサービスの妥当性というものを区民の方々、第三者の方々に説明できることが肝要なのだろうという御意見をいただいた。

値段の合理性については、過去の私どもの行った契約、あるいは他自治体での契約、あと複数社からの見積りで比較して行って、妥当性を確保していきたい。

それから、サービスについては、今回の7番、8番の事例あたりからやり始めているのだが、各サービスをやれるという業者のサービス内容を表にまとめて比較していくような形で、こういった経過で、この業者になったということも、今後は決定起案の中に入れていくこともやっていきたいと思う。

こういったことを各所管に示してはどうかという御意見があつたので、今のところは契

約事務の手引きなどには書きこめていない部分もあるので、今日いただいた御意見を踏まえて、こういった緊急的などころの対応について、充実させていただきたいと思う。

（委員）

追加はないか。お二方よいか。

（なし）

#### <報告事項>

令和3年度前期入札・契約手続の運用状況の報告について（資料7、8、9）

（事務局）

資料7、8、9に基づき説明

（委員）

この件について、質問・意見などはあるか。

2番目の富士通は、区内のシステムを請け負っている富士通と同じか。

そうすると、追加でお願いしなければいけなくなった場合は、どうするのか。

（事務局）

通常、随意契約もできないが、やむを得ないという場合には、その限りではないという規定は一応ある。

業務執行上、必要でやむを得ない場合に該当するので、随意契約を行うことになる。

（委員）

本当にやむを得ないということを大きく書いておかなければいけない。了解した。

ほかにはあるか。

（なし）

（委員）

ないようであれば、報告事項を終わらせていただく。

そのほか、事務局から何かあるか。

（経理用地課長）

最初の案件のテレワークで、端末を100台で試行している話があった。

職員課が不在であるが、職員の出勤抑制とか、密を避ける対策としてやっていたことについて、簡単に御紹介させていただきたい。

昨年4月から5月の緊急事態宣言が明けるまでは、常勤職員で4割、会計年度任用職員で7割、全体で5割の出勤抑制を目指し、取り組んでいた。

また、区立施設によっては休館しているところがあったので、そこについては、必要な人員を除いては出勤を抑制してもらうように委託業者とか指定管理者に対しても要請した。

その後、緊急事態宣言が明けてからは、時差出勤も取り組んでおり、8時半から5時15分のコアタイムが5割以下になるような形で、シフトを組んで取り組んでいる。

（委員）

では、改めて事務局からお願いします。

<その他>

次回の入札監視委員会は、令和4年7月予定。